

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第29号

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を次のように改正する。

第1条中「及び西日本旅客鉄道株式会社」を「，西日本旅客鉄道株式会社」に改め，「（以下「西日本会社」という。）」の右に「及び阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）」を加える。

第5条第2項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 阪急 運輸部課長（営業担当）（休日の場合は，営業指令）

第11条第1号中「又は京阪大津線」を「，京阪大津線」に改め，「京阪大津線」の右に「又は阪急」を加える。

別表第1（第3条関係）第2項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高速鉄道と阪急との相互振替

| 高速鉄道   | 阪急    |
|--------|-------|
| 三条京阪   | 京都河原町 |
| 京都市役所前 |       |
| 烏丸御池   | 烏丸    |
| 四条     |       |
| 二条城前   | 大宮    |
| 二条     |       |
| 西大路御池  | 西院    |
| 太秦天神川  | 西京極   |
|        | 桂     |
|        | 上桂    |
|        | 松尾大社  |

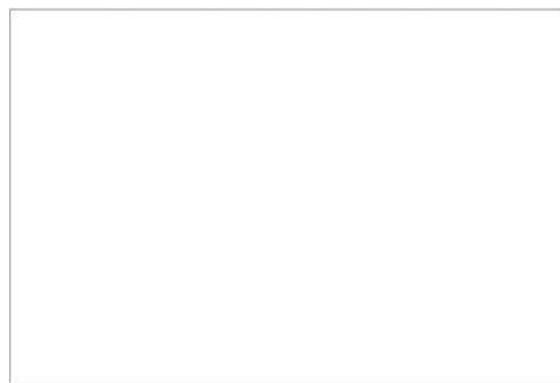
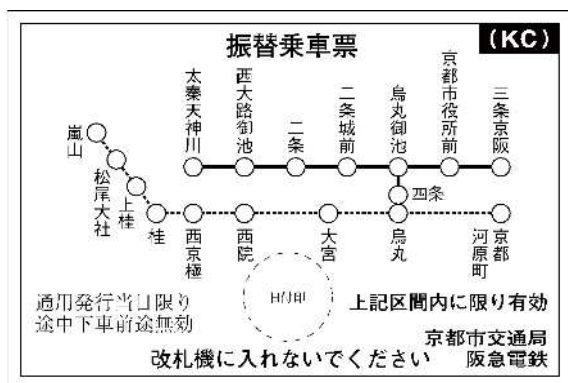
|  |    |
|--|----|
|  |    |
|  | 嵐山 |

第1号様式（第9条関係）第9項を第10項とし、第6項から8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 高速鉄道が運行不能となり阪急へ振り替える場合

(表面)

(裏面)



備考 1 大きさは、縦5.7センチメートル・横8.5センチメートルとする。

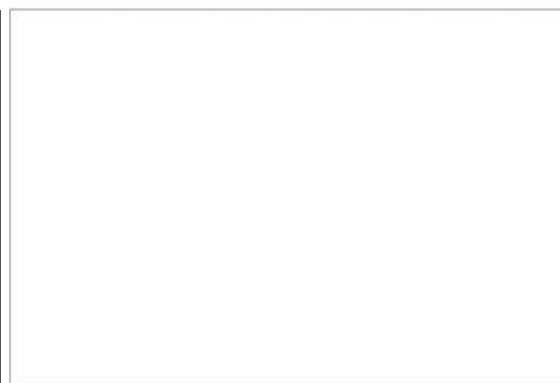
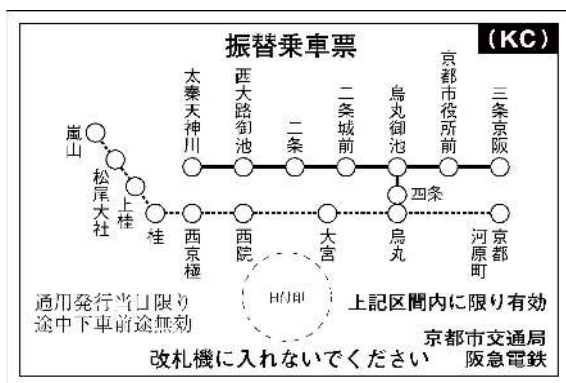
2 必要に応じ、さ少の変更をすることがある。

第1号様式（9条関係）第10項の次に次の1項を加える。

11 阪急が運行不能となり高速鉄道へ振り替える場合

(表面)

(裏面)



備考 1 大きさは、縦5.7センチメートル・横8.5センチメートルとする。

2 必要に応じ、さ少の変更をすることがある。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)